

令和3年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

1 日時 令和3年11月15日(月) 午前10時00分～午前11時07分

場所 おだわら市民交流センターUMECO 会議室1

2 出席者氏名

学識経験者 嶋 崎 政 男 (会長)

社会福祉士 芦 田 正 博 (職務代理者)

弁護士 坂 本 結

臨床心理士 杉 崎 雅 子

3 欠席者氏名

医師 横 田 俊一郎

4 教育委員会職員

教育長 柳 下 正 祐

理事・教育部長 北 村 洋 子

教育部副部長 飯 田 義 一

教育総務課長 下 澤 伸 也

教育指導課長 高 田 秀 樹

教育相談担当課長 西 村 泰 和

教育指導課指導主事(指導係長事務取扱) 松 澤 俊 介

教育指導課指導主事 津 田 裕 子

(校長会)

小学校長会代表 菴 原 晃

(事務局)

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

5 議題等の概要

(1) 小田原市いじめ防止基本方針について

(2) 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

(3) いじめ重大事態に関する調査結果の公表について

(4) その他

6 議事等の概要

(1) 開会宣言

○教育部副部長 定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます教育部副部長の飯田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、横田委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、委員4名に御出席いただいておりますので、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、はじめに、本日の資料の確認をお願いしたいと存じます。右上の資料番号でご確認ください。レジュメ等のほか、資料1、資料2-1から2-3、資料3-1、3-2、資料4-1、4-2、参考資料1、2となります。不足等がありましたら、お申し出ください。

(2) 委嘱状交付

○教育部副部長 次に、委嘱状の交付を行います。

本来であれば、皆さまお一人お一人に教育長から直接委嘱状をお渡しするところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、卓上配布とさせていただきましたので御了承ください。

(委嘱状交付)

(3) 教育長挨拶

○柳下教育長 おはようございます。教育長の柳下でございます。本日は、小田原市いじめ防止対策調査会に御出席いただきありがとうございます。

皆様には御多忙の中、本調査会の委員をお引き受けいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、坂本さん、杉崎さんを迎えての新しいメンバーによる最初の調査会となります。

緊急事態宣言が解除され1箇月ほどが経ち、新型コロナウイルスの感染状況は大きく改善しているところではございますが、今後も基本的な感染防止対策をしつつ、コロナとの共存を図りながらの日常生活、学校教育活動の継続を図る必要があると考えております。

新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒に与えた影響は大変大きく、児童・生徒間のコミュニケーションの減少や、感染症に対する不安や心配、差別や偏見などコロナ禍以前に比べると児童・生徒を取り巻く状況が大きく変化していると考えております。

限られた時間ではありますが、本日は、それぞれの御経験や見地から、御意見やアドバイスをお聞かせいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育部副部長 続きまして、本日は最初の会議になりますので、委員の皆さまから自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが嶋崎委員から反時計回りで芦田委員、杉崎委員、坂本委員の順にお願いいたします。

○嶋崎委員 神田外語大学の嶋崎と申します。小田原市では大変お世話になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**芦田委員** 数年前まで県西教育事務所でスクールソーシャルワーカーとして勤めておりました。よろしくお願いいたします。

○**杉崎委員** 数年前まで小田原市でスクールカウンセラーとしてお世話になっておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○**坂本委員** 神奈川県弁護士会で子どもの権利委員会に所属しております、小田原市にはいじめ予防教室を何度か担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○**教育部副部長** ありがとうございました。次に、市の出席者を御紹介します。

柳下教育長、北村理事・教育部長、下澤教育総務課長、高田教育指導課長、西村教育相談担当課長、菴原小学校長会代表（千代小学校長）、松澤教育指導課指導主事、津田教育指導課指導主事でございます。

なお、教育長におきましては、公務の都合により、ここで退席させていただきます。

(教育長 退席)

(4) 会長・職務代理者の選出

○**教育部副部長** 続きまして、会長及び職務代理者の選出を行います。

資料1を御覧ください。小田原市いじめ防止対策調査会規則第4条第1項の規定により、会長は、委員の互選により定めることとなっております。

会長の選出方法について、御意見・御提案等があれば御発言いただければと存じます。

(意見・提案等なし)

○**教育部副部長** 御発言がありませんので、事務局の案を示させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育部副部長** 事務局の案といたしましては、これまでも会長として本調査会の円滑な運営に御尽力いただいてきた嶋崎委員に、引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育部副部長** それでは、嶋崎委員に会長をお願いしたいと存じます。

ここで、嶋崎会長から、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○**嶋崎会長** 御選出いただきましてありがとうございます。この会ですが、私はいくつかの市で担当させていただいておりますが、本日もいらしていただいておりますが、小田原市の委員会ほどメンバーがそろっておいでいただくことはありません。本当に素晴らしく、

支えていただける会だと思っておりますので、今日横田先生御欠席でございますが、5名の委員で精一杯小田原のいじめ問題の解決のためにお力添えが少しでもできればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○教育部副部長 ありがとうございます。それでは嶋崎会長には会長席に御移動をお願いいたします。

(会長席への移動)

○教育部副部長 次に、会長の職務代理者ですが、規則第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名することとなっております。

嶋崎会長から、指名をお願いします。

○嶋崎会長 芦田委員にお願いしたいと思いますが、芦田委員いかがでしょうか。

○芦田委員 私ではよろしいのでしょうか。横田先生もいらっしゃっていないので。私ではよろしければお引き受けいたします。

○教育部副部長 それでは、芦田委員に職務代理者をお願いしたいと存じます。

ここで、芦田委員から、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○芦田委員 職務代理者ということで、嶋崎先生を補佐しながら調査・進行できたらと思います。引き続きよろしくお願い申し上げます。

○教育部副部長 それでは、ここからは、規則第5条第1項の規定により、会長に進行をお願いしたいと思います。

嶋崎会長、よろしくお願いいたします。

(5) 議題(1) 小田原市いじめ防止基本方針について

○嶋崎会長 それでは、次第に従い、その他を含めまして議事が4点ございます。1点ずつ進めたいと思います。

最初の議題ですが、議題(1) 小田原市いじめ防止基本方針についてということで、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課指導主事 事務局より小田原市いじめ防止基本方針について説明させていただきます。皆様、承知されている部分が多いかと思いますが、今回新しく委員になられた方もいますので改めて御説明ということでよろしくお願い申し上げます。

資料2-1を御覧ください。平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、本市では、法第12条に基づき、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止対策や指導の在り方等を整理し、平成26年12月に「小田原市いじめ防止基本方針」を策定、その後平成30年3月に、国、県の方針が改定されたことからその内容を反映させるため、改定しております。

2ページを御覧ください。この基本方針では、「いじめ」の定義や、いじめは全ての子供に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であるという認識をもって向き合っていくことを確認しております。改めての確認ですが、「いじめ」は児童等に対して、

当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現を目指して、子供たちが健やかに成長できる環境づくりに努め、当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むために6項目を基本理念に掲げています。

1つ目、いじめは、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめを放置することがないように取り組むこと。

2つ目、大人は、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子供たちに伝え、自分の「いのち」と他人の「いのち」を大切にす心を育む教育活動の充実を図ること。

3つ目、いじめは、様々な場所・場面で起こり得るので地域全体で子供を見守り、市、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むこと。

4つ目、学校は、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組むこと。

5つ目、学校は、いじめを生まない土壌を作るために、居場所づくりと心の通う絆づくりにつながるような集団作りを進めること。

6つ目、家庭は、円滑な人間関係を築くための基盤となる子供たちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むこと。

この6つの基本理念のもと、子供の被害性に着目したいじめの理解促進や教職員が一人できいじめ問題を抱え込まないための学校の組織的対応の強化や環境の整備、また、学校として特に配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援や指導の徹底、家庭や学校運営協議会などを通じた地域との連携、そして、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従った重大事態への適切な対応等、基本的な小田原市の方針について示しています。

次に、資料2-2と資料2-3について説明いたします。こちらは、基本方針にお示しした内容のうち「小田原市が実施するいじめ防止の措置」、「小田原市のいじめ対策に係る関係機関とその役割について」を表にまとめたものになります。

資料の2-2では、いじめの未然防止のための措置やいじめの早期発見・早期解決のための措置、重大事態への対応について関係機関の役割や対応の流れ等を示しています。

資料の2-3では、横軸は、いじめの未然防止への対応、個別事案への対応、重大事態への対応となっており、縦軸には、それぞれ関係機関や学校、教育委員会、地域団体の関わりや役割がまとめられています。左側の未然防止への対応を見ていただくと、学校では、アンケートや面談等で児童生徒の様子を細かく見取って対応したり、日々の教育活動の中で人権教育や道徳教育を充実させたりする中で、児童生徒の社会性を育み、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育んだりする取組をしています。教育委員会としては、いじめの未然防止につながるように、いじめに関連する様々な研修会を行ったり、本日の会議も含め、いじめ問題対策連絡会などの場で、御意見を伺ったりしているところです。

小田原市いじめ防止基本方針の説明につきましては、以上です。

(質疑・意見)

○杉崎委員 小田原市の実施する措置なので載っていないのかもしれないのですが、いじめの防止には保護者の方の役割もとても大きいと思います。2019年に行った調査で、いじめ防止対策推進法について知らない保護者の方の割合が8割で、保護者の責務というのがいじめ防止対策推進法の中に入っていると思うのですが、その責務について知らない保護者の方が9割で、自分が通っている学校のいじめ防止基本方針のことも8割くらいの保護者の方が知らないという結果があります。保護者の方にもう少しいじめのことについて知っていただくとか、その責務のところで取り掛かっていただくなど、啓発や働きかけがあっても良いのかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

意見と質問ですが、もしあれば教えていただきたいです。

○教育指導課指導主事 保護者のことについても、もちろん家庭での役割がとても大きなところになってくるかと思えます。学校の中では各学校のいじめ防止基本方針については、ホームページ等でアップしていたり、保護者も確認できるようにしてしまったり、啓発はしているところですが、まだまだ周知徹底できているのかというところで、そういう取組は必要だと思えますので、参考にさせていただければと思います。

ありがとうございました。

○嶋崎会長 杉崎委員がおっしゃるとおり、いじめ防止対策推進法第9条の保護者の責務等については、なかなか周知ができないではないかということ。

私からも1点御質問させていただければと思います。資料2-2についてはとても分かりやすく作られているなど思ったのですが、重大事態の対処のところで、この委員会、第14条委員会ですから、直接関わってきますので確認をしておきたいのですが、確認と言いますか、実際にどうなのかということですが、この図を見ますと学校、教育委員会のほうに「こんな重大事態があったんだよ」ということで連絡が入りますね。そういった流れですが、実際に一番多いのは保護者から直接教育委員会にというケースが極めてというか、統計はありませんが、印象的には多いという現状の中で小田原市の場合はいかがでしょうか。

この図の中では保護者から教育委員会への矢印は出ておりませんが、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの中には保護者からの申立てがあった場合は重大事態にするのだという。本来はいじめによりという枕詞があるはずが、そうではなくて保護者からの申立ては全て受け付けなさいという文部科学省の方針なので、小田原市の現実を教えてくださいたいのですがいかがでしょうか。

○教育指導課指導主事 小田原市の現状ということでしたが、保護者からの御相談と言う形での連絡はいただいております。学校で困っていることがあってということでお受けしながら学校と連携をとりながら対応していくケースが多いかと思えます。

(その他 質疑・意見等なし)

(6) 議題(2) 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

○教育指導課指導主事 それでは、資料3-1を御覧ください。

こちらは、令和元年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況についての資料になります。この中から、「いじめ」の部分について中心に説明をさせていただきます。こちらの資料は令和元年度のものであり、令和2年度の結果につきましては、ただいま分析し、資料を作成しているところですので、近くお示しできる予定です。教育指導課調べの令和2年度のいじめの認知件数については、後程説明いたします。

2ページを御覧ください。平成29年度から令和元年度までの3年間を見ると、本市のいじめの認知件数は小中学校共に増加していることがわかります。この変化は、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校で日頃の児童生徒の見取りをきめ細かく行い、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、積極的に認知をしている結果と捉えることができます。児童生徒のいじめが急激に増加したということではなく、いじめの芽を見逃さずに対応することができていると評価しています。

いじめの態様別では、全国・県と同様に「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が高くなっています。個々の事案については、解消に向けた指導、支援、見守りの結果③にありますとおり、令和元年度に起きたいじめについては、令和2年度の7月31日の時点で98パーセントが解消されています。

次に、資料3-2を御覧ください。この資料は、文部科学省が毎年実施しております「児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告にあたり、教育指導課が各校からの報告を集約したものです。①は小田原市のいじめの認知件数を表とグラフでお示ししました。令和2年度のいじめの認知件数は、小学校555件、中学校244件、合計799件となっております。これまで、いじめの認知件数は増加の傾向にありましたが、令和2年度は令和元年度と比べて減少しています。これは、国、県とも同じような傾向が見られ、新型コロナウイルス感染症の影響で、全国一斉の臨時休業があったことや感染症対策として、児童生徒同士が適切な身体的距離を保つ生活様式への転換が求められ、接触の機会が減ったことが影響していると考えられます。

認知件数を千人当たりで表したものを裏面③にお示ししています。

次に、②としまして、いじめの態様別の件数をお示ししました。

小学校、中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」といった、暴力を伴わないいじめの割合が一番高く、全国と同様の傾向です。また、特に気になる項目としましては、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」が中学校で45件となっており、前年度より大きく増えています。こちら、新型コロナウイルス感染症対策による学校の生活様式の変化に伴い、直接触れ合ったり会話をしたりすることが減り、SNS等を介したコミュニケーションの機会が増えたことが要因として考えられます。

臨時休業があったことや、様々な行事が行えなかったこと、触れ合い関わり合う授業や遊び、部活動などが十分にできなかったこと等、子供たちがストレスを抱えていると考えられます。安心して楽しい学校生活を送ることができるように、学校では密にならずに心の距離は近づける工夫をすることや、コロナ禍においても、一人一人を丁寧に見取り、適切に支援、指導していくことが大切だと考えています。

暴力行為、長期欠席の状況については、資料を御覧ください。
以上です。

(質疑、意見)

○嶋崎会長 いじめに絞って資料3-2を中心についてですが、このようにグラフにしていただけると非常に分かりやすいです。平成29年までは小・中が似たような、ほぼ重なっておりますが、平成30年以降はある意味同じような具合で、差があるというか、平成29年までは重なっているのに、平成30年度以降このような結果になった分析をどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 平成30年以降小・中ともに急激に増加していることにつきましては、先ほど御説明にありましたいじめ防止対策推進法というところで小田原市も平成30年に改定しておりますが、教職員に対して研修等も行いましたが、現場の教職員のいじめに対する認知の捉えを細かいところも見取っていくんだ、小さいところも見逃さないんだというようなところで、その辺りが徹底できたのかなというところで増えてきているのかなと捉えています。

特に子供たちの様子が急に変わったのではなく、先生がより細かいところ、普段でしたらちょっとした言い合いや悪口を言うなどをいじめとして認知をして、細かいところも全て捉えて継続して指導してきている。重大事態に発展しないように指導・助言していくということで、増えてきたと捉えております。特に小学校の低学年ですと、思ったことを素直に言うというところもあり、次の時間には忘れていくということもたくさんありますが、そういったところも教員が見逃さずということで一つ一つ細かいことを積み上げて見取った結果このような数値に現れているのではないかと捉えております。

○嶋崎会長 私の質問が悪かったかもしれませんが。増加した理由は私もよく承知しております。ただ、小中でこれだけ差が出始めたのが平成30年からになります。この差については、後半にお話しいただきましたので、私なりに納得いたしました。

○教育指導課長 補足でお願いします。小学生の特性としてコミュニケーション能力がまだ豊かでないために、言葉で自分が伝えたいことが伝えられたら良いのですが、なかなか上手に言葉で伝えられず、それで手が出るとか、足がでるとか、感情的な行動に出てしまうということで、この表でいきますと、②のいじめの態様の中でも一つ目の「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」は平成29年から30年にかけて73件から233件と3倍以上の増加がみられることと、特に小学生では3つ目の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」も12件から102件と増加しており、ここも顕著に増えていると捉えています。

中学校は、その「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」のところは割と少ないのかなと、小学校においては遊んでいるつもりでもやられている子の気持ちから分らずそういう行為を繰り返してしまうというのは小学生においては顕著に増加した原因かなと捉えております。

○芦田委員 資料3-2の②いじめの態様にあります「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」が令和元年と比べると倍近くなっていて、議題とずれてしまう部分もありますが、町田市の事案もあり、GIGAスクール構想との関係で、小田原市のGIGAスクールの進行状況を御説明いただき、その辺りでいじめ対策についてどのようにされているのかを伺います。

○教育指導課長 本市におきましても4月から1人1台の学習用端末を配布して学校での活用が進んでいるところでございます。学校の中では、4月から基本的な操作から進めておりますので、まだいろいろな機能を活用しているという段階には至っておりません。スキルを少しずつ向上させております。

中学校におきましては、生徒の活用能力が高いので繰り返しやるような練習問題だけではなく、他の人とコミュニケーションを図るような使用方法も進んでいることから、そういう意味ではclassroomという機能を使いながらグループの中でのやり取りもありますので、他者に対していろいろな意見を認めるという場があることから、町田市で起きた事案と同じような操作は使用されているというところですが、小学校ではまだ活用されていないというところですが。

こういったものを使っていく上では、情報モラルの教育も合わせてやっていかないと、活用ばかりが進んでいって、子供たちがエスカレートしてしまうというところは気を付けている状況です。今のところは学校での活用が基本ですので、教師の目の届く範囲の中での活用になりますが、今後家庭に持ち帰っての活用を進めていくということがよりよいICT教育の推進だと思いますので、そういったことを進めるため情報モラルの教育も進めていきたいと考えております。

○坂本委員 今回の回答に関連してですが、町田市の事案では確かパスワードが共通であったということで、なりすましなどによって攻撃的な発言があったということで、パスワード設定については小田原市では工夫されているのでしょうか。

○教育指導課長 子供一人一人にアカウントが配布されており、アカウントに対してパスワードを設定するという点では、初期パスワードは機械的なランダムなパスワードになっており、パスワードを再設定できるということで、対応しておりますので、町田市で起きたようななりすましで入るといったことは基本的にはできないことになっております。

○芦田委員 端末ごとにどういう時間にログインしたのか、システムログをどう残すのかという話がどこかで上がってこないか、町田市のような事案が起きたときに対処できないのではないかなど聞きながら思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。システムログをどう残そうとか、どういう書き込みがあったのかとかその辺りの対策は取られていないのでしょうか。

○教育指導課長 本市としては、委託業者にも相談しておりますので、どの端末がどの時間に使われていたかというのは、把握することはできておりますので、学校の中で子供たちの活用状況を全体的に見ることはありますが、何か起きたときに1台1台のログイン状況を調べるということの必要性が今起きていないところで、具体的な取組に至っていないのですが、調べて確認することはできる状況にあります。

○坂本委員 全く関係ないことを質問しますが、資料3-1の3(2)いじめの状況の③いじめの解消率ですが、非常に高い解消率となっておりますが、令和2年3月31日現在では74.3パーセントが令和2年7月31日には98.3パーセントに上がるというのは何か特殊な理由があるのでしょうか。私の一般的な考え方ですと、クラス替えなのかなと思っっているのですが、他にも工夫されている点が何かありますか。

○教育指導課指導主事 いじめの解消率につきましては、いじめのあったその場で「ごめんね」「いいよ」で解決するものではなく、いじめがあったところですので、その場ではもちろん子供たちも「ごめんなさい」をしたりしますが、教員としてはそこで捉えたものをその後継続して3箇月様子を見ていく中で、もしかするとまた同じようなことが起きるかもしれませんし、解決した状況で仲良く生活できるかもしれませんし、その場での解決ではなく、その後見取って3箇月後に解決でいいのかなというところで、3月時点で認知したいじめに関しては、その場で「ごめんなさい」をしても解決として捉えるのではなく、継続して学年が変わったあとも見取って行って、そういうところで7月の段階でその件についてはという結果になってまいります。解消率ということで再度調査をしております。

○教育指導課指導主事 調査の集計の仕方にもよりますが、解消というところの定義も調査の中で定められておまして、一つはいじめの行為自体が止んでいる、子供同士の中で大丈夫だねということで行為が止んでいるということが一つ、もう一つは一定の期間が過ぎているということが解消の満たす要因に含まれておまして、それが3箇月と決まっているところがございますので、一応3箇月を目安に子供との面会ですとか確認をして、解消しているところを見届けるといはいじめのアフターフォローがありますので、3月段階では2月3月の認知したいじめについては、どのような状態であっても解消とはならないことになりまますので、7月に再度取りまとめているというところで解消率が変化しているところです。

○嶋崎会長 先ほど資料3-1で生徒間暴力が増えているのですというお話もありましたが、直接いじめとは関係ないので、脇に置いておきまして、数え方です。各学校がきちんと文部科学省が望むような数え方ができているのかどうか。文部科学省のホームページを見ると出ているのですが、岩手県矢巾町の事件が起こったあとに、文部科学省が80の自治体もしくは学校にいじめの件数についての質問を出しました。Aくんという子がB、C、D、Eに使い走りさせたり、小突いたりして4人の子がいじめられたとアンケートに書きました。その4人の子は「Aくんってひどいよね」ということでAくんとは遊ばない、仲間はずれ、無視ということをしました。AくんはAくんがアンケートに「4人からいじめられている」と答えました。こういうケースがあった場合、各学校は教育委員会に何件と報告しておりますでしょうか。

○教育指導課指導主事 1件と捉えています。

○嶋崎会長 80の自治体がゼロ件から11件までばらばらに数字が出ています。ゼロ件というのは変ですけど、私は5件だと思ったのです。その問題を見たとき、4人の子はいじめはいじめられているほうを数えますよね。ですから4人がいじめられているから4件、A君もアンケートで仲間はずれにされているんだと答えているのだからAくんもいじめられていると思えばこれは5件だとおもったのですが、文部科学省の見解は4件でした。B、C、

D、EがAくんからいじめられていると答えているので、被害者ですから4件と数えており、これを正解としております。ということは、本日、校長先生御出席いただいておりますが、小学校は今の件、各学校統一されておりますでしょうか。

○菴原小学校長会 されていないですね。

○嶋崎会長 私もされてないと思うのです。ですから、その部分をきちんとしないまま調査をしていることになりますので、小田原市ではこういうケースはこういうふうにかウントするんだよときちんと統一というか見解を出さないといけないのかなと意見ですが思いました。

現状を伝えていただいたということで、小田原市の取組は先進的なことをやっていたているということで安心させていただきました。

(その他 質疑・意見等なし)

(7) 議題 (3) いじめ重大事態に関する調査結果の公表について

○教育指導課指導主事 それでは、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について説明をさせていただきます。資料4-1を御覧ください。これまで、いじめ重大事態の公表に関しまして、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「神奈川県いじめ防止基本方針」、「小田原市いじめ防止基本方針」において、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断し特段の支障がなければ公表を行うことという方針が示されています。それに伴い、公表にあたっての考え方や方法等について、小田原市としての方針を整理していきたいと考えています。

小田原市の方針を考えていくに当たっては、参考資料1にあります、神奈川県いじめ防止対策調査会の答申書を参考にしたいと考えています。

資料4-2を御覧ください。公表にあたって、小田原市として考えをまとめておきたい内容、ポイントについて、事務局が作成したものをお示ししました。

1つ目としては公表についての考え方を確認したいと考えています。そして2つ目は公表の方法についてです。内容や方法、公表の期間などについて御意見をいただければと思います。また、その他に確認が必要だと考えられることがありましたら、協議の中でお出しいただきたいです。

いじめの重大事態の公表にあたっては、懸念される事項や配慮が必要な事項等がありますので、委員の皆様の御意見をいただきながら、小田原市としての方針を定め、公表をしていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

今後のスケジュールとしましては、資料4-1の4にお示ししたとおり、次回の小田原市いじめ防止対策調査会で諮問、協議を行い、来年度4月頃に2回目の協議、7月頃に答申という予定です。

説明は以上です。

(質疑・意見)

○**嶋崎会長** 確認ですけれども、今お話しありましたとおり1月頃に諮問があつて、3回くらいで答申が出せるようなスケジュールでよろしいでしょうか。

○**教育指導課指導主事** その予定です。

○**嶋崎会長** ありがとうございます。というのは今日、この長い文章を全員が読み込んで今日から協議に入ろうということではないでよろしいですね。今日は概略というかその辺の話ができればと思います。ここで資料の配布を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(資料配布)

○**嶋崎会長** 今「重大事態の調査Q&A100」という本を書いておりまして、1月発行の予定ですが、そちらの77番目78番目が公表についての項目でしたので、配布させていただきました。77番目については賛否両論があるかとは思いますが、実際に読売新聞や総務省の調査では3割が公表という流れです。これに対してどう考えるかというのが77番の問題で、実は本当にこれ申し訳ないのですが、横浜市のガイドラインと大津市の方針を分析させていただいてメリットデメリットを3点ずつ書きました。78番には公表するときにはどんな留意点が必要かということで、実に簡単なのは答申そのものを公表するのが簡単ですが、そうもいかないので、概要版を作成したりしますよね。先ほど読ませていただきましたら、小田原市は事務局のほうで答申を受けたもので公表版作ろうかなと。実は公表版つくる時には面倒な手続きが出てくるのではないかなと考えております。お役に立たないかもしれませんが資料提供ということで配らせていただきました。

今日、実際にどうこうということはありませんが、簡単に自分の考え、調査書というのは公表が必要なんじゃないとか、懸念がありますとか何でも結構ですのでフリートキングの形で時間とりまして、本日は終わりにしたいと思いますが、芦田委員いかがでしょうか。

○**芦田委員** 私もまだしっかりと読み込んでおりませんが、横浜市に関しては神奈川新聞でもちょこちょこ報道されておりますが、そういう報道が出ますと横浜市どういう調査したのかなと気にかけて見るのですが、人口が多いということもあるので件数も多いとは思いますが、積極的に公表しようとしているのかなということで横浜市を見ています。

一方で横浜市と小田原市の地域性というか、横浜市は都会ということで近隣環境も含め冷めているところで個人が特定されないというメリットがあるのかなと。小田原市の場合はそうでないところもあるかとは思いますが、地域性というのも配慮しなければならないので、公表については小田原市独自の地域性というのも考えていく上で配慮しなければならないのではないかと考えております。

○**杉崎委員** 内容等いろいろと細かくはその都度当事者が不利益等を被らないようにというのはとても大事だと思います。基本的にはきちんと説明して出していくという姿勢のほ

うがかえっていろいろな憶測を生まないということになりますので、公表していくという姿勢がとても大事であるということで現時点では考えております。

○坂本委員 公表するかしないかという点では、公表をしていくという流れですので、こういう事態があったから2度とこういうことが起きないようにということでの教育効果もあると思います。ただ、先ほど芦田先生がおっしゃったとおり、小田原市はかなり特定ができるのではないかなということが心配されるところです。いじめ予防教室でも1学年1クラスというような状況ですので、何年生と書いた段階で大体が分かってしまう場合がありますので、その点は概要版を出すようにして、すごく手間がかかるというのは分かるのですが、特定できない方法を考えていく必要があるのかなと思います。

○芦田委員 過去に2件こちらで重大事態の調査をさせていただいて、1件目でしたか記者発表したような。ホームページには載せていないですね。

○教育部副部長 重大事態の調査をさせていただきますというところまでを、記者発表しました。

○芦田委員 親御さんや周囲の関係者の思いとお子さんの思いの違いのズレがあったりする時の取扱いも慎重に考えなければならないのではないかと考えております。公表することによって坂本先生も懸念されたところかとは思いますが、地域性という特定されてしまうという中で子供の最善の利益ということとの兼ね合いをどこかに置かなければならないのではないかと。基本的には公表されるべきだと思っておりますが、小田原市の場合はその辺も考慮しなければならないのではないかと考えております。

○嶋崎会長 私も基本的には公表の方向で賛成ですが、先ほど来懸念が出ている子供が一人でもとてもつらい思いをしたりとか、最善の利益が保証されないようなことになったら元も子もないのかなと。その辺りを残り3回ありますよね、横田先生加えて5名のメンバーでしっかりと議論を深められれば良いなと思っております。

次回読み込んでこの会に参加しましょうということで、神奈川県いじめ防止対策調査会の答申書、横浜市ガイドラインを読み込んでどうするというところで、私はメリットデメリットについては短く1行にまとめてしまいましたが、概要版を作成した場合の大変さということではありますが、その点も踏まえ次回含め3回でやっていくということによろしいでしょうか。

(その他質疑・意見等なし)

(8) その他

(質疑・意見等なし)

7 閉会宣言